

横浜市行政不服審査会答申
(第6号)

平成29年2月15日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「生活保護費用徴収金決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案の概要

審査請求人は、鶴見福祉保健センター長（以下「処分庁」という。）が、平成 26 年 10 月から平成 27 年 1 月までに支弁した保護費（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 70 条第 1 号イに規定する保護費をいう。以下同じ。）に係る就労収入（平成 26 年 9 月から同年 12 月までの審査請求人の就労による収入をいう。以下同じ。）について、過少申告していた。

そのため、処分庁は、平成 28 年 6 月 16 日、法第 78 条第 1 項の規定に基づき、平成 26 年 10 月から平成 27 年 5 月までに支弁した保護費のうち、当該過少申告の額に相当する額を徴収することとする決定（生活保護費用徴収金決定処分。以下「本件処分」という。）をしたところ、平成 28 年 9 月 12 日、審査請求人が本件処分の取消しを求めて審査請求を行ったものである。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

- (1) 審査請求人は、平成 26 年 6 月、同年 7 月から就職するため、生活保護を辞めたいと担当のケースワーカーに申し出たが、担当のケースワーカーはこの申出を拒絶した。
- (2) (1)のとおり、審査請求人は、生活保護を辞めたいと申出をしたにもかかわらず、処分庁は、審査請求人の前勤務先に対して、法第 29 条第 1 項に基づき、収入の状況の報告を求め（以下「法第 29 条調査」という。）、これにより、審査請求人が生活保護を受給している事実が前勤務先の職員に明らかとなった。また、採用が内定していた企業に雇用されなくなり、精神的苦痛を受けた。

法第 29 条調査は、横浜市職員服務規程（平成 21 年 3 月達第 3 号。以下「規程」という。）第 19 条に規定する守秘義務違反に当たる。

4 処分庁の主張の要旨

処分庁が、弁明書において主張している本件処分に対する主張は、次のよ

うに要約される。

- (1) 法第 78 条第 1 項の「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる。
- (2) 処分庁は、審査請求人に対して、平成 24 年 3 月 2 日の保護費初回支給日の面接において、「保護のしおり（保護を受けている方へ）」（以下「保護のしおり」という。）を用い、法第 61 条に定める届出義務の説明を行った。
- (3) 平成 24 年 2 月 10 日の保護の開始の決定後、審査請求人は処分庁に対して、就労による収入について、定期的に申告していた。

処分庁は、審査請求人の申告を基に収入認定変更の決定を行い、審査請求人に対して、保護の程度の決定を行っていることから、審査請求人は就労による収入の申告に基づいて保護の程度の決定がされることを知っていた。

審査請求人は、保護の程度の決定が審査請求人の申告を基に行っていることを知っていたことから、正確な保護の程度の決定には、正しい申告が必要であることを十分に承知していた。
- (4) 処分庁は、平成 27 年 7 月 30 日、平成 27 年度課税台帳突合調査を実施したところ、審査請求人が処分庁へ申告している就労収入と課税台帳上の給与が一致しないことを把握した。そのため、処分庁は、平成 28 年 2 月 22 日、審査請求人に対して、課税台帳突合調査の不一致の結果を説明したところ、審査請求人は、過少申告していたことを認め、所定の期限までに正しい申告をすると話した。それを踏まえて、処分庁は、所定の期限までに正しい申告がなされなかった場合、法第 29 条調査を行うことを、審査請求人に説明した。
- (5) (4)の所定の期限までに、審査請求人は正しい申告を行わなかったので、審査請求人の前勤務先へ法第 29 条調査をしたところ、審査請求人は就労収入を過少申告していることが判明した。
- (6) 本件は、処分庁の課税台帳突合調査及び法第 29 条調査により、審査請求人が就労収入を過少申告していたことが判明したものであるから、本件処分に、何ら違法不当な点はない。また、本件処分に係る法第 29 条調査についても、守秘義務違反に関する事実はない。
- (7) 審査請求人が、処分庁に対して、生活保護を辞めたい旨申請したことについては、否認する。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「判断理

由」の記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 法第 78 条の規定を適用する適法性及び妥当性

法第 78 条第 1 項の「不実の申請その他不正な手段」には、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれると解されるどころ、処分庁が実施する課税台帳突合調査等により、審査請求人が提出した収入申告書等の内容が虚偽であることが判明したときには、事実を故意に隠蔽したとして、同条に該当するものと解される。

本件では、審査請求人は、保護の開始の決定を受けた際、処分庁から保護のしおりに用いて、生活保護制度の概要の説明を受けており（保護のしおりに「その他臨時収入」を含め、収入の全てを申告すべき旨が記載されている。）、さらに、審査請求人が、処分庁に対して提出している収入申告書（毎月用）には、「1 働いて得た収入」として、当月分の収入以外に「賞与」等も記載する欄があるほか、「記入上の注意」として、「収入を証する書類（給与証明書、各種保険・年金の支払通知書等）があれば、添付してください」、「事実と相違する申請をして不正に保護を受けた場合は、生活保護法第 85 条又は刑法の規定によって処罰されることがあります」と記載されている。

この点、審査請求人は、成功報酬については、申告をする必要があるとは思わなかったと主張する。

しかしながら、法第 61 条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない」と定めているところ、成功報酬も就労に対する収入であることは明らかであるから、審査請求人は、収入申告の義務を免れることはできない。また、仮に申告すべき収入であるか疑義があったのであれば、その要否を処分庁に確認することも容易にできたにもかかわらず、審査請求人はこれをしていない。さらに、処分庁の審査請求人に対する上記説明等の経過を踏まえれば、審査請求人は、賞与等の「その他臨時収入」についても申告

が必要であることは認識していたものというべきである。

その上で、本件は、処分庁の課税台帳突合調査及び法第 29 条調査により、審査請求人が就労収入を過少申告していたことが判明したものであるから、審査請求人は、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者ということができる。

以上のとおりであるから、処分庁が、法第 78 条第 1 項の規定を適用し、本件処分を行ったことは、適法かつ妥当といえることができる。

(2) 徴収金額の妥当性

本件は、(1)のとおり、法第 78 条第 1 項の規定に基づき費用を徴収すべきであるが、この場合には、処分庁は、必要最小限度の実費を除きその全てを徴収することとなり、裁量の余地もないと解されるから（生活保護手帳別冊問答集 13-23）、処分庁が、過少申告の額から交通費等を必要最小限度の実費として控除し、徴収額を決定したことは、妥当といえる。

(3) 本件処分に係る守秘義務について

審査請求人は、法第 29 条調査は、規程第 19 条第 1 項に反するもので、守秘義務違反であると主張する。

しかしながら、守秘義務に関する同項の規定は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 34 条をその本来的根拠としているものと解されるところ、同条は、職員が職務の執行に関連して知り得た秘密を漏らしてはならないことを定めているのであって、かかる秘密を知り得ることとなる職務の執行そのものを禁じる趣旨でないことは明らかである。

一方、法第 29 条第 1 項は、法第 78 条の規定の施行のために必要があると認めるときには、雇主その他の関係人に報告を求めることができる旨を定めており、法第 29 条調査は、この規定を根拠としてされるものである。

本件では、処分庁は課税台帳突合調査により審査請求人が申告した就労収入と課税台帳上の給与が一致しないことを把握し、さらに、所定の期限までに審査請求人から正しい申告がされなかったことから、法第 29 条第 1 項の規定に基づき、法第 29 条調査をしたのであるから、その手続にも何ら違法又は不当な点はない。

したがって、処分庁が、審査請求人の前勤務先に対して法第 29 条調査をしたことは、法に基づく措置として適法であり、これを守秘義務違反とする

審査請求人の主張には理由がない。

審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(5) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
平成 28 年10月17日	・ 審査請求書（副本）送付及び弁明書の提出等依頼
平成 28 年11月 7日	・ 弁明書の受理
平成 28 年11月15日	・ 弁明書（副本）の送付及び反論書の提出等依頼
平成 28 年12月 5日	・ 反論書の受理
平成 28 年12月28日	・ 反論書（副本）送付
平成 29 年 1 月 4日	・ 書類その他の物件の提出要求について
平成 29 年 1 月 5日	・ 書類その他の物件の提出要求について（回答）
平成 29 年 1 月11日	・ 物件の提出について（通知）
平成 29 年 1 月11日	・ 審理手続の終結
平成 29 年 1 月17日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成 29 年 1 月 17日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理
平成 29 年 1 月 18日	・ 調査審議
平成 29 年 2 月 15日	・ 調査審議